

用語解説

用語解説

○ 標準財政規模

地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模を示すもので、実質収支比率、実質公債費比率、連結実質赤字比率、将来負担比率、經常収支比率などの基本的な財政指標や財政健全化指標の分母となるため、大きな意味を有している。

《算式》 標準税収入額等 + 普通交付税額 + 臨時財政対策債発行可能額

(注) 標準税収入額等

$$\left[\begin{array}{l} \text{市町村民税所得割に係る} \\ \text{税源移譲額相当額の25\%} \\ \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{分離課税所得割交付金} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \\ \text{地方消費税交付金に係る} \\ \text{引き上げ分の25\%} \end{array} \right] \times \frac{100}{75} + \left[\begin{array}{l} \text{特別とん譲与税} \\ \text{自動車重量譲与税} \\ \text{航空機燃料譲与税} \\ \text{地方揮発油譲与税} \\ \text{石油ガス譲与税} \\ \text{分離課税所得割交付金} \\ \text{森林環境譲与税} \\ \text{交通安全対策特別交付金} \end{array} \right]$$

○ 財政力指数

地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の前3年度の平均値をいい、この数値が大きい程財政力が強いとみることができる。

《算式》

$$\left[\frac{\text{令和2年度基準財政収入額}}{\text{令和2年度基準財政需要額}} + \frac{\text{令和3年度基準財政収入額}}{\text{令和3年度基準財政需要額}} + \frac{\text{令和4年度基準財政収入額}}{\text{令和4年度基準財政需要額}} \right] \times \frac{1}{3}$$

○ 実質収支比率

標準財政規模に対する実質収支の割合である。実質収支の黒字や赤字は当該団体の財政運営の状況を判断する重要なポイントとなる。通常、この比率は3～5%が望ましいとされている。黒字となる場合は、地方財政法第4条の2、第4条の3等の趣旨に基づき、財政調整基金に積み立てるなど年度間の財源調整が図られるべきである。

《算式》

$$\frac{\text{実質収支}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○ 経常一般財源比率

毎年度経常的に収入され、かつ自由にその用途を決定することのできる市町村税や普通交付税等の一般財源の標準財政規模に対する割合である。分母は地方公共団体が通常水準の行政活動を行う上で必要な一般財源の総量を示すものであるため、この比率が高い程財政運営は弾力的であるといえる。

《算式》

$$\frac{\text{経常一般財源収入額}}{\text{標準財政規模}} \times 100$$

○ 経常収支比率

地方公共団体における財政構造の弾力性を見る上で最も重要な比率であり、人件費、扶助費、公債費等のように容易に縮減することのできない経常的経費に市町村税、普通交付税等を中心とする経常的な一般財源収入がどの程度充当されているかを測定しようとするものである。この比率が高いほど財政構造の弾力性が低くなる。

《算式》

$$\frac{\text{歳出総額のうち経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の経常的一般財源} + \text{減収補填債(特例分)} + \text{猶予特例債} + \text{臨時財政対策債}} \times 100$$

○ 一般財源比率

歳入総額に対する狭義の一般財源の割合である。

《算式》

$$\frac{\text{狭義の一般財源}}{\text{歳入総額}} \times 100$$

○ 義務的経費比率

歳出総額に対する義務的経費（人件費、扶助費、公債費）の割合であり、この比率が高い程財政構造の弾力性が低くなる。

《算式》

$$\frac{\text{人件費} + \text{扶助費} + \text{公債費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

○ 単独事業費比率

歳出総額に対する単独事業費（普通建設事業費）の割合である。

《算式》

$$\frac{\text{普通建設事業費のうち単独事業費}}{\text{歳出総額}} \times 100$$

○ 一般財源義務的経費充当比率

義務的経費（人件費、扶助費、公債費）に充当した広義の一般財源の割合である。

《算式》

$$\frac{\text{義務的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の一般財源}} \times 100$$

○ 一般財源経常的経費充当比率

人件費、扶助費、公債費、物件費、維持補修費、補助費等の歳出合計額を経常的経費とし、これに充当した広義の一般財源の割合である。経常収支比率との関連性が強いが、臨時的支出、臨時的収入を加味した点において経常収支比率と異なる。

《算式》

$$\frac{\text{経常的経費に充当した一般財源}}{\text{歳入総額のうち広義の一般財源}} \times 100$$

○ 公債費負担比率

一般財源総額に占める公債費に充当された一般財源の割合である。

なお、分子となる公債費充当一般財源には一時借入金利子、転貸債及び繰上償還に充当された一般財源が含まれるが、その中には将来の財政負担を軽減するために任意に行った繰上償還額も含まれてしまうため、公債費負担比率の検討に際しては、任意に行った繰上償還額を考慮した比率と併せて検討するべきである。

《算式》

$$\frac{\text{公債費充当一般財源}}{\text{歳出総額充当一般財源} + \text{歳計剰余金等充当一般財源}} \times 100$$

○ 積立金現在高比率

標準財政規模（又は歳出総額）に対する積立金年度末現在高（財政調整基金、減債基金及びその他特定目的基金）の割合である。この比率が高い程将来に対する蓄えがあるといえることができる。

《算式》

$$\frac{\text{積立金年度末現在高}}{\text{標準財政規模（又は歳出総額）}} \times 100$$

(注)

・財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための積立金で、予期しない大幅な税収減や災害発生等時の不時の支出増加等に備えるため設けられる基金である。

・減債基金

公債費の償還を計画的に行うための資金を積み立てる目的で設けられる基金である。

・その他特定目的基金

地方公共団体が特定の目的のために財産を維持又は資金を積み立てる基金である。

なお、このような特定目的のための基金については、設置された目的のためでなければ処分することができない。

○ 地方債現在高比率

標準財政規模（又は歳入一般財源）に対する地方債現在高の割合である。地方債の償還には据置期間があるので、現在公債費比率の低い団体であっても、2～3年後には公債費負担が過重となる恐れがある。

なお、物件の購入、工事の請負等に係る債務負担行為において、すでに相手方の行為の履行があったものについては、実質的な地方債現在高として加味して考慮する必要がある。

《算式》

$$\frac{\text{地方債年度末現在高}}{\text{標準財政規模(又は歳入一般財源)}} \times 100$$

○ 健全化判断比率

実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率の4つの財政指標の総称。地方公共団体は、この健全化判断比率のいずれかが一定基準以上となった場合には、財政健全化計画又は財政再生計画を策定し、財政の健全化を図らなければならない。

○ 実質赤字比率

当該地方公共団体の一般会計等を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率である。

○ 一般会計等

財政健全化法における実質赤字比率の対象となる会計で、地方公共団体の会計のうち、地方公営事業会計以外のものが該当する。これは、地方財政状況調査で用いられている普通会計とほぼ同様の範囲であるが、同調査で用いるいわゆる「想定企業会計」のように、一の会計を区分することはしない。

○ 実質赤字額

当該年度に属すべき収入と支出との実質的な差額をみるもので、形式収支から、翌年度に繰り越すべき継続費通次繰越や繰越明許費繰越等の財源を控除した額。通常、実質赤字額がある団体を「赤字団体」と呼ぶ。

○ 連結実質赤字比率

公営企業会計を含む当該地方公共団体の全会計を対象とした実質赤字額又は資金の不足額の標準財政規模に対する比率である。

全ての会計の赤字や黒字を合算して、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

○ 資金不足額

公営企業会計ごとに資金収支の累積不足額を表すもので、地方公営企業法適用企業については流動負債の額から流動資産の額を控除した額を基本として、地方公営企業法非適用企業については一般会計等の実質赤字額と同様に算定した額を基本としている。

○ 実質公債費比率

地方公共団体の一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額（※）に対する比率である。

借入金（地方債）の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標ともいえる。

財政健全化法の実質公債費比率は、起債に協議を要する団体と許可を要する団体の判定に用いられる地方財政法の実質公債費比率と同じである。

平成19年度算定（平成18年度決算）では、準元利償還金として「一時借入金の利子」が追加されたほか、平成20年度算定（平成19年度決算）では、公債費充当一般財源の算出において、「都市計画事業の財源として発行された地方債償還額に充当した都市計画税」が充当可能な特定財源として追加されている。

（※）標準財政規模を基本とした額

標準財政規模から元利償還金等に係る基準財政需要額算入額を控除した額

○ 将来負担比率

地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、当該地方公共団体の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額（上記「実質公債費比率」の（※）と同一）に対する比率である。

地方公共団体の一般会計等の借入金（地方債）や将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の度合いを示す指標ともいえる。

○ 資金不足比率

地方公共団体の公営企業会計ごとの資金不足額の事業の規模に対する比率である。

公営企業の資金不足を、公営企業の事業規模である料金収入の規模と比較して指標化し、経営状態の悪化の度合いを示す指標ともいえる。

○ 早期健全化基準

地方公共団体が、財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率のそれぞれについて定められた数値である。

○ 財政再生基準

地方公共団体が、財政収支の著しい不均衡その他の財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率及び実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値である。

○ 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値である。

● 用語解説中「一般財源」とは

1. 狭義のもの

市町村税（目的税及び交付金を含む。）、地方譲与税、地方特例交付金等、地方交付税、交通安全対策特別交付金、国有提供施設等所在市町村助成交付金、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、軽油引取税交付金、自動車税環境性能割交付金、法人事業税交付金

2. 広義のもの

上記1. に掲げるもののほか、次のような一般財源と同様に使用される財源を合算したもの

- (ア) 国庫支出金、県支出金のうち、指定事業に係る高率補助金、特定防衛施設周辺整備調整交付金、電源立地地域対策交付金、石油貯蔵施設立地対策等交付金、災害復旧事業の施越事業に係るもの、伝染病対策に係る補助金等で過年度分の精算に係る額（生活保護費国庫負担金等、毎年度同じように繰り返し精算されるものは除く。）
- (イ) 使用料、手数料のうち、水利権又は無体財産権の使用等に対するもの、道路占用料、河川占用料、行政財産の目的外の使用に対するもの及び前記以外のものでその収入が必要経費を超過する場合の超過額
- (ウ) 寄附金のうち、寄付目的が特定されていないもの又は総称的な経費の財源となるもの
- (エ) 財産収入のうち、財産の運用による収入及び財産の売払代金であって、当該財産と代替的に取得される財産等の取得に要する経費の財源に充てられるもの以外の収入及び売却目的が具体的事業に特定されない収入
- (オ) 繰入金のうち、財政調整基金取崩し額、減債基金の取崩し額又はその使途目的が抽象的若しくは総称的な財源となるもの
- (カ) 諸収入のうち、預金利子その他これに類するもので、その収入額が必要経費を超える額又は使途の特定されない収入額及び収益事業収入額
- (キ) 繰越金のうち、継続費通次繰越、事故繰越、事業繰越又は支払繰延の財源として充当すべきものを除いた純剰余金
- (ク) 地方債のうち、歳入欠かん等債、減収補填債特例分、猶予特例債、臨時財政対策債、施越事業に係る災害復旧事業債

● 平均値の種類

- 1. 加重平均 指標算定式の要素を積み上げ、算定式に基づいて計算したもの。
- 2. 単純平均 各計欄に該当する市町村の指標数値を積み上げ、当該市町村数で除したもの。